

議案第 45 号

三宅町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町水道給水条例（昭和42年12月三宅町条例16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月4日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町水道給水条例の一部を改正する条例

三宅町水道給水条例（昭和 4 2 年 1 2 月三宅町条例 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第 10 条第 2 項中「100 分の 108 を乗じて」を「消費税及び地方消費税相当額を加算して」に改める。

第 14 条第 1 項中「100 分の 108 を乗じて」を「消費税及び地方消費税相当額を加算して」に改める。

第 25 条第 1 項中「100 分の 108 を乗じて」を「消費税及び地方消費税相当額を加算して」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（第 25 条における料金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の三宅町水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している上水道の使用で、施行日から令和元年 10 月の定例検針までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

三宅町水道給水条例（新旧対照表）

改 正（案）	現 行
（給水装置新設等の申込み） 第 10 条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。 2 前項の新設申込みの場合、同時に給水装置の口径毎に次の分担金に<u>消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額</u>を納付しなければならない。尚、既設のメーターを大きいものに変更しようとするものが納入すべき分担金の額は、新口径に応ずる分担金と、旧口径に応ずる分担金との差額に<u>消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額</u>とする。ただし、臨時工事用給水申込みについては、メーター使用料として口径13mmは5,000円、口径20mmは10,000円に<u>消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額</u>と定める。 （工事費の算出方法） 第 14 条 町の施行する工事の費用は、次の各号の合計額に<u>消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額</u>とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	（給水装置新設等の申込み） 第 10 条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。 2 前項の新設申込みの場合、同時に給水装置の口径毎に次の分担金に<u>100分の108を乗じて得た額</u>を納付しなければならない。尚、既設のメーターを大きいものに変更しようとするものが納入すべき分担金の額は、新口径に応ずる分担金と、旧口径に応ずる分担金との差額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>とする。ただし、臨時工事用給水申込みについては、メーター使用料として口径13mmは5,000円、口径20mmは10,000円に<u>100分の108を乗じて得た額</u>と定める。 （工事費の算出方法） 第 14 条 町の施行する工事の費用は、次の各号の合計額に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u>とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金) 第 25 条 料金は、次の種別により基本料金と、従量料金の合計額に<u>消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。</u>	(料金) 第 25 条 料金は、次の種別により基本料金と、従量料金の合計額に<u>100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。</u>
---	--